税と地域のための情報誌

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

%新年号

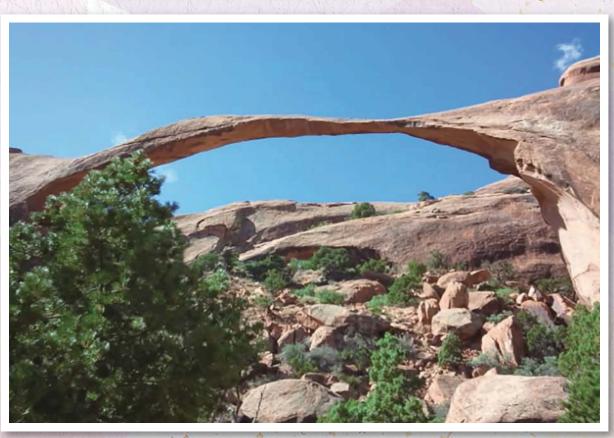
きっと、いろいろな情報に出会います。

- ●新年のご挨拶
- ●税金情報 ●活動報告 ●身近な法律相談
- ●法人会からのお知らせ 他

2021年 1 · 2 · 3月

No.132





ランドスケープ・アーチ アーチーズ国立公園 (ユタ州 アメリカ合衆国)









ほうじんかい

2021年 1・2・3月

No.132



表紙の言葉 (ユタ州アメリカ合衆国)

ランドスケープ・アーチ アーチーズ国立公園

この写真はランドスケープ・アーチ(Land scape Arch)と命名されている一枚岩のアーチ で非常に薄く、100 m(300 フィート)を超える 長いアーチでこの公園内最大のアーチです。 このアーチーズ公園は地下の岩塩層の上に あり、海水の流れ込み、蒸発、風、大洋か らの砕屑物の加圧などが繰り返され、この ような奇岩となったそうです。この公園に はこのランドスケープ・アーチのほかにも いろいろな奇岩、アーチと尖塔、バランス 岩、砂岩の薄い板、浸食された一枚岩など 楽しめる景色がたくさんあります。 ぜひネットで調べて楽しんでください。



INDEX

新年のご挨拶

会長挨拶/千葉南税務署長挨拶 千葉市長挨拶/市原市長挨拶 千葉県中央県税事務所長挨拶 千葉県市原県税事務所長挨拶

意見広告

法人会からの提言 令和3年度税制改正に関する提言

NEWS [活動報告]

第2回税務・会計セミナー/第3回税務・会計セミナー 源泉部会定例研修会/年末調整説明会 支部連合別稅務研修会/第1回青年部会稅務研修会 簿記講座/令和2年度納税表彰/女性部会第1回研修会 女性部会第2回税務研修会・根本署長との懇談会

県税だより [Information]

個人住民税の特別徴収について ~個人住民税は給与からの特別徴収がルールです~ 11

12

18

19

税金トピックス

e-Tax 申告について 申告書の作成・送信は国税庁ホームページから! チャットボットによる税務相談が始まります。

法律相談

身近な法律相談『同一労働同一賃金に関する Q&AI

コラム

産業応援コラム『コリンキーふぁーむ』 天満由美子の健康運

事務局からのお知らせ

新入会員紹介/法人会からのお願い



一般社団法人千葉南法人会

新年ご挨拶

Chibaminami Houjinkai New Year Greetings



千葉南法人会会長 麻薙 重彦

令和3年年頭 会長挨拶

令和3年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。 試練の年を超え、会員皆様はじめ関係各位とともに迎える ことが出来ましたことは誠に意義深いものであります。

さて、昨年の我が国の経済を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大により待ちにまった東京オリンピック・パラリンピックの延期、緊急事態宣言発令による企業の在宅ワークの拡大、飲食店の休業・医療現場の崩壊など、世界中が今も新型コロナウイルスとの闘いが続いております。

法人会におきましても、租税教室・税に関する絵はがき コンクールの開催中止等、大幅な事業の見直し、縮小をしなが らの厳しい運営を強いられた年でありました。

最近の状況をみますと、ようやくデジタル技術を活用した 新製品・サービスなど企業にとってはコスト負担が増える「ウィ ズコロナ」の経済活動も新たなビジネス機会ともなるチャンス として本格的に始まろうとしております。

こうした情勢の中、法人会では会員皆様の事業継続に必要な 支援措置の拡充を政府や自治体等に提言するとともに、税制 面や経営面での有益な情報を積極的に提供していきたいと思って おります。

会員企業の皆様には、是非異業種交流を通じて視野を広げ、 次の成長に向けたヒントをつかむための気づきの場として 更に活用して頂きたいと思っております。

法人会では、インターネットを活用した事業運営等「ウィズコロナ後の新時代」を見据えて今後も千葉南税務署、千葉県、千葉市、市原市、納税団体はじめ関係機関・関係団体のご協力を得ながら、各種研修会、地域社会貢献活動、小学生に対する租税教育活動、税制改正要望、広報活動を重視して活動して参りたいと思っております。

最後になりますが、会員皆様、関係各位のご隆盛と益々の ご活躍、ご健勝を祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせてい ただきます。

新年ご挨拶



『幸鎮のご挨拶』

千葉南税務署長 根本 修

新年明けましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。 麻薙会長をはじめ、一般社団法人千葉南法人会会員の皆様方には、平素より税務行政全般に渡りまして 格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年一年間を振り返りますと、貴会におかれましては、タク<mark>シー協会の</mark>協力の下、「走る広告塔」として「確定申告とマイナンバー PR 用マグネットシート」を装着しての広報活動、並びに JR 蘇我駅及び五井駅前での「確定申告 PR 用ポケットティッシュ」配布をしていただきました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」に代わり、管内の小学校全校への「ハンドジェルの贈呈」及び租税教育教本「タックスフンドとけんたくん」等を寄贈されました。

更には、感染拡大の防止策を講じて「年末調整等説明会」を開催されるなど、地域に密着した様々な活動を 展開し、正しい税知識の普及や納税道義の高揚にご尽力いただきました。

今般のコロナ禍に伴い、様々な制約がある中にあって、このような皆様方の献身的な取組に感謝申し上げますとともに、これらのご事業に対し、今後も全面的なご支援をさせていただく所存ですのでよろしくお願いいたします。

さて、間もなく令和2年分所得税等の確定申告の時期を迎えます。現在、「新しい生活様式」に基づいた行動が求められている中にあって、e-Taxを活用した申告・納付は、納税者の皆様の利便性の向上だけでなく、新型コロナウイルス感染症対策として、署申告書作成会場における「三密」の回避にもなります。

e-Taxによる申告につきましては、マイナンバーカードを用いる方式以外にも事前に税務署で手続きをすることによって、パソコンやスマートフォンを用いた申告が可能となっております。また、マイナンバーカードがあれば、控除証明書等のデータをマイナポータルから一括で入手し、確定申告書に自動入力することができるようになるなど、より簡単にe-Taxによる申告ができるような仕組みを導入しております。さらに、税の納付につきましても、ダイレクト納付等さまざまな納付手段の拡充にも努めているところです。

これらのことから、ご自宅や事業所等からのe-Taxを利用した申告・納付につきましては、税の良き 理解者であり申告納税制度を支える良きパートナーとして、一般社団法人千葉南法人会会員の皆様方にも お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人千葉南法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄を心から 祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



『新年を迎えて』

熊谷俊人 千葉市長

千葉南法人会及び会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。貴会 におかれましては、本市の税務行政はもとより、市政各般にわたり多大なご支援・ ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行が続き、いまだ収束の様子が見えないなか、本市では、 行動が制限される中でも社会経済活動を維持するための「ちばしチェンジ宣言」と、市民の皆様の安全・ 安心な生活を守るための「コロナ差別がゼロのまち宣言」を発出するとともに、病床確保のための医療機関へ の支援や、冬季に向け独自の診療・検査医療機関の指定手続きを進めるなど、様々な対策を進めてまいりました。 また、一昨年の台風・集中豪雨被害を受けて、昨年は電力や通信の強靭化、民間企業等との連携拡大など、 災害に強いまちづくりに力を入れてきました。

本年は、市制施行100周年の大きな節目であり、都市としての成長のあゆみを振り返り、いかに未来へ 継承、発展させていくのかを考え、行動する機会とするよう取り組んでまいります。これら、本市での様々な 施策を実現するためには、歳入の根幹をなす市税の適正・公平な負担及び円滑な納付を推進し、市税収入を 安定的に確保することが最も重要です。

コロナ禍の状況からも、税をとりまく環境は非常に厳しいものとなっておりますが、皆様には今後も、税の オピニオンリーダーとして、納税意識の高揚と税務知識の普及など、活発な事業活動を展開されるとともに、 本市税務行政に対しても、より一層のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

おわりに、一般社団法人千葉南法人会の今後のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝・ご活躍を 祈念して、挨拶といたします。

『新年のご挨拶』

市原市長 小出 譲治

千葉南法人会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び 申し上げます。

また、日頃より「よき経営者を目指すものの団体」として、様々な機会を 通じた納税意識の高揚に取り組んでいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、依然混沌とする社会・経済情勢の中、新たな日常への対応には多くの 御苦労があるものと御推察いたします。

このような状況下にありながら、昨年、本市の全小学校にアルコール消毒薬を寄贈いただいたことにつき まして、厚く御礼申し上げますとともに、皆様の地域貢献に対する強い思いに深く敬意を表する次第です。

さて、現在本市は、急速な少子高齢化の進行による就労人口の減少や、医療・介護の需要増、激甚化する 自然災害への備え、新型コロナウイルスへの対応など様々な課題に直面しております。

私は、この極めて困難な局面を「日本の縮図」と言われる本市が魁となり、道なき道を切り拓いていく ため、これまでの公・民の枠組みに捉われない「オープンイノベーション」を展開し、全国の企業・若者 等と連携して課題解決に全力で取り組んでいるところです。

そして、大都市圏を中心に広がる地方回帰の動きを的確に捉え、世界の共通言語である「SDGs」や、 「Society 5.0」など新たな時代の流れを呼び込む取組を着実に実行し、多くの皆様との対話と連携を根幹に 据えた、持続的に発展するまちづくりを推し進めてまいります。

皆様におかれましては、本市の未来創造に向け共に歩んでいただければ幸いに存じます。

結びに、千葉南法人会の益々の御発展と、本年が会員の皆様にとりまして希望に満ちた素晴らしい年と なりますことを祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



『新年を迎えて』

千葉県中央県税事務所長 一松 明美

謹んで新年のお喜びを申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた1年でした。

4月に中央県税事務所に赴任いたしましたが、緊急事態宣言により職員の顔を

覚える間もなく交替制の在宅勤務となり、アクリル板設置等、職場内の感染症対策に追われ、関係団体の皆様方にご挨拶にも伺えず、もどかしい思いをしておりました。

そんな中でも「今できることの最善を尽くす」を念頭に、県民の皆様のために業務を停滞させないよう、 職員一丸となって取り組んで参りました。

特に、新型コロナウイルス関連で相当な収入の減少があった場合、県税の納付については1年間支払いを 猶予し、猶予中は延滞金がかからないといった「徴収猶予の特例制度」を設け、対応させていただきました。 また、県では、厳しい経営状況にある中小企業等の方々に対して実施している特別融資枠を拡大したり、 中小企業再建支援金に係る予算を増額するなど、引き続き中小企業の支援に力を入れているところです。

千葉南法人会の皆様におかれましても、それぞれにつらく、大変な思いをされたことと思います。

まだまだ新型コロナウイルス感染拡大の不安が拭えない状況ではありますが、「新しい生活様式」を実践しながら、この難局を乗り越えた先には必ず明るい未来があると信じて、前向きに進んでいきたいと考えております。

最後になりますが、千葉南法人会の皆様にとって、本年が健やかで明るい1年になりますことをお祈り申し上げます。



『新年のご挨拶』

千葉県市原県税事務所長 皆川 武司

皆様、新年明けましておめでとうございます。

市原県税事務所の皆川でございます。年頭にあたり、新年の挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、千葉県の税務行政に対しまして、多大なる御理解と御支援を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止について、皆様方には様々な企業努力を賜り、対策に御尽力されましたこと、心より敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。

新型コロナ感染症については、未だ終息が見えず、長期化も懸念されるところですが、県としては、引き続き企業等へのサポートの継続、1年延期となった東京オリンピック・パラリンピックの開催実現、失われた観光事業の回復など、感染症対策を徹底しつつ経済の活性化に努力してまいります。

千葉県の施策を着実に推進するためにも、自主財源の根幹をなす県税収入の確保は益々重要であり、私たち 税務行政に携わる者としては、使命である『公平な課税』と『公正な徴収』に、真摯に取り組み、緊張感を もって、一層努力すべきものと思っております。

この難局を乗り越え、明るく元気な未来を実現するため、皆様の更なる御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

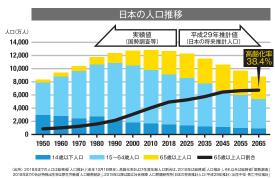
結びに、皆様方の益々のご発展と、御健勝・御多幸を心より祈念して、新年のあいさつとさせていただきます。本年もよろしくお願いいたします。

法人会 からの提言



公益財団法人 全国法人会総連合 会長 小林 栄三

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される "経営者の団体"公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正 提言 | を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルス の影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業 が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、 我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、 先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額な債務が 上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少する という極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう 財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底 した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は 政府・政党に、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



令和3年度 税制改正スローガン

〇コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を! 〇 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を!

令和3年度税制改正に関する提言(概要)

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業は すでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を 守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の 収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる 必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格 的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担 |を確保すると ともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが 必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割 と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を 削るなど行政改革を徹底しなければならない。

4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの 普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。 それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らか になった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用 する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

> ※提言書の全文は、全法連ホームページに 掲載しておりますので、ご覧ください。

Ⅱ 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。 グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような 税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による 深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発 するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続 していくための税制措置の拡充等が必要である。

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得 金額の引上げ。
- (2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金 算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3)「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の 延長、拡充。 等

2. 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年 10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制 の簡素化 殺務執行コストおよび殺収確保などの観点から問題が多い このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者 対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘し てきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題が あれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月 末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、 中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の 適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、 さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年 10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした 中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な 影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を 選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を 当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3. 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の 確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業 が承継できなくなれば、経済社会の根幹が採らくてとになる。平成30年度の 税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が 必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 (2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
- (2)事業所税の廃止 等

Ⅲ 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする 一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。 そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化 を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。 これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

「令和2年10月5日付 日本経済新聞 朝刊 全国版掲載」

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約80万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、 担う児童への和税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。



VEWS

第2回税務・会計セミナー「法人税申告書の書き方講座」開催

9月11日(金) サンプラザ市原 受講者 6名

全体の仕組みから個別処理の仕方までを解説

9月11日から6回の日程で法人税申告書の 書き方講座を受講者6名参加により開催しま した。今回の講座は初めて法人税確定申告書 を作成しようとしている方、基本的な仕組み を学びたい方を対象に、全体の仕組みから個 別処理までを効率よく理解して頂けるように、 「実務」を常に意識し重要項目を中心に千葉 県税理士会千葉南支部 中野伸也公認会計士 渡部剛税理士に説明頂きました。



講師の税理士 渡部 剛氏



受講風景

第3回税務・会計セミナー 令和2年度消費税の経理実務講座

10月21日(水) サンプラザ市原 受講者 7名

消費税の課税区分、個別対応方式の区分確認、 「消費税の経理実務講座」開催

令和2年10月21日(水)、サンプラザ市原に て受講者7名により消費税の経理実務講座を 開催しました。昨年10月に施行され1年が経 過した消費税軽減税率制度の中で、消費税の 課税区分、個別対応方式の確認、誤りが多い 消費税の経理処理について税理士橋詰悠一氏 より説明頂きました。



講師の税理士 橋詰悠一氏



受講風景

源泉部会定例研修会開催

令和2年度年末調整・法定調書・給与支払い報告書の作成、ID・パスワード方式による e-Tax での確定申告について 10月27日(火) JFEみやざき倶楽部 参加者 51名

令和2年10月27日(火)、JFEみやざき倶楽部にて源泉部会定例研修会が51名の参加により開催されました。 今回は改正点の多い令和2年度の年末調整の実務を主に法定調書の作成、給与支払い報告書の作成とID・パスワー ド方式によるe-Taxでの確定申告について千葉南税務署・市原市役所各担当職員より説明を頂きました。



千葉南稅務署 佐藤副署長挨拶



説明中の千葉南税務署 岡田法人課税第二部門審理担当上席



研修風景

年末調整説明会開催

11月18日(水) 参加者 117名

本年度は、新型コロナウィルス感染症拡大により千葉南税務署主催の説明会中止に伴い、当会では、会員と千葉南税務署管内の法人向けの説明会を117名の参加により開催しました。 説明会では、令和2年分の年末調整において、給与所得控除の改正や所得金額調整控除の創設など多くの源泉徴収義務者に関係する改正事項を中心に、千葉南税務署並びに市原市役所各担当職員より説明を頂きました。



年末調整説明会受講風景



年末調整説明会受付風景

支部連合別税務研修会

国税庁が毎年開催している税を考える週間(11月11日~17日)は、国民各層に税の仕組みや目的を考えてもらうため、各種行事を全国的に実施しているものであります。当会においても支部連合別税務研修会を積極的に実施し税知識の普及に努めました。支部連合別税務研修会では、改正点の多い令和2年度の年末調整の実務とID・パスワード方式によるe-Taxでの確定申告について研修しました。



説明中の小堀法人課税第一部門審理担当上席



第1.2支部連合研修風景



第3支部連合研修風景



第4支部連合研修風景



第5支部連合研修風景



第6支部連合研修風景

外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

有限会社久野屋本店

本店 千葉市緑区營田町1_789

TEL (043) 291-0167代)

FAX (043) 291-7764

VEWS

青年部会 令和 2 年度 第 1 回青年部会税務研修会開催

10月13日(火) みやざき倶楽部 受講者22名

千葉南法人会青年部会では、令和2年10月13日(火)に第1回税務研修会を22名の参加により開催しました。 研修会では千葉南税務署小泉個人課税第一部門統括官より「ID・パスワード方式によるe-Taxでの確定申告」に ついて、根本署長より「企業経営とマネジメント〜税務コンプライアンスと内部統制」についてご説明頂きました。



説明中の根本千葉南税務署長



説明中の 小泉個人課税第一部門統括官



受講中の青年部会員

簿記講座開催

9月2日(火)より12回シリーズ サンプラザ市原 受講者 13名

研修後すぐ会社で利用できる実践簿記講座開催

毎年好評を頂いている簿記講座を中野 伸也・髙橋 加津美・渡部 剛・増田 武志各先生を講師に9月2日 より12回シリーズにて受講者13名により開催しました。今回の講座も「研修後すぐ会社で利用できる実践簿記」を テーマに簿記の仕組みから伝票仕分け、決算書作成までを参加者全員が毎回終始熱心に受講し有意義な研修とな りました。次回も会社に役立つ講座を開講したいと思います。



講師の公認会計士 中野伸也氏



受講風景



印刷全般、書籍本から名刺まで [思い]を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

リーフレット/席次・招待状/論文集/自費出版/随筆集 句集/記念集/パッケージ/各種サンプル作成 他

有限会社丸三印刷所

- ◎ 〒260-0805千葉市中央区宮崎町 774-7

令和2年度納税表彰 11月16日(月) みゃざき倶楽部

栄えある受彰おめでとうございます

11月16日(月) JFEみやざき倶楽部において、第3回理事会のあと納税表彰伝達式が挙行され、当会より 10名の方々が受彰されました。

受彰された方々は納税道義の高揚と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力 してこられた功績が高く評価され栄えある表彰を受けられました。

◎東京国税局長表彰受彰者

会 長 麻薙 重彦 千種興産㈱

◎千葉南税務署長表彰受彰者

理 事 山下 清俊 ㈱東邦化学研究所 事 安田 昌佐都 ㈱姉崎モータース 事 若菜 智一 (有)太陽工務店 理 事 松﨑 久夫 ㈱松樹工業

○千葉南税務署長感謝状受彰者

副 会 長 寄主 俊雄 株双葉工業

理 事 宮地 勝廣 東日本エンジニアリング(株)

事 菊地 政廣 新千葉建設㈱

事 齋藤 謙 国分寺台不動産センター衛

○千葉南税務署長感謝状 (租税教育推進)

一般社団法人 千葉南法人会



受彰者を代表して麻薙会長挨拶



受彰された皆様へ根本千葉南税務署長より祝辞



記念写真撮影 (東京国税局長表彰、千葉南税務署長表彰受彰者)



受彰者全員で記念撮影



納税表彰伝達式風景

NEWS

女性部会 令和 2 年度 第 2 回税務研修会 根本署長との懇談会

10月6日(火) 八幡屋 参加者 22名

令和2年10月6日千葉南法人会女性部会・ 千葉南間税会女性部会との合同で22名の参加により 八幡屋にて開催致しました。

《第一部》

「企業経営とマネジメント〜税務コンプライアンスと内部統制に向けて〜」と題し講師には今年7月に千葉南税務署長に就任された根本 修氏をお迎えしました。はじめに頭の体操で縦、横九つの丸い点を4本の線で一筆書きして下さいと問題を出され発想の転換が要求される問題でした。正解した人は0人でした。次に本題「企業経営とマネジメント」として、経営者に求められる事

- (1)業務管理…ダラリの原則としてムダ・ムラ・ムリそして安全管理A・B・C 失敗から学べ
- (2) 危機管理…人生には3つの坂があり、上り坂、下り坂、 まさかの坂ヒヤリハットを見つけ早期発見早期対処の 必要性が大切
- (3) 人事管理…4つの人材がある「人材・人財・人在・人罪」 そして"三つ叱って五つ褒め七つ教えて人は育てよ" 話し合い、信頼しあい、認め合い、任せる事で人材が 実る
- (4) 健康管理…ヘルス=健康、身体と心を表し社会的にも 非常に良好な状態をいう。ストレスを多く抱えると健康を 害するが、適度なストレスは人生のスパイスにもなる。 そのような環境の元で働くことが求められる。

以上の4項目に分けパワーポイントを使いながらわかりやすい講演をしていただきました。その中でも特に(3)人事管理というお話では、人材育成が企業にとっていかに大切であるかという事に共感しました。

《第二部》

「根本署長との懇談会」では、茨城県出身で大津税務署や 長井税務署勤務の時のお話、趣味では旧街道を徒歩で巡る話 等、健康管理に気をつけながら職員とのコミュニケーション を大切にしている話など、全てに興味をそそられる懇談会で した。今年は新型コロナウィルスの流行対策でなかなか署長 との懇談会が出来なかったのですが、ようやくソーシャルディスタンスを保ちながら、和やかな雰囲気の中、千葉南法人 会女性部会、千葉南間税会女性部会との合同研修会を終了する事 が出来ました。



研修中の根本千葉南税務署長



懇談会にて質問中の中村千葉南法人会女性部会長



懇談会にて質問中の角谷千葉南間税会副会長



税務研修会聴講風景

女性部会 令和 2 年度 第 1 回研修会

11月5日~6日(金) 参加者 10名

令和2年11月5~6日1泊2日の第1回女性部研修旅行を開催。

今回は新型コロナウィルス流行に伴い実施が難しい中、新潟方 面へと行く事が出来ました。

天候にも恵まれ、大型バスに10名参加というソーシャルディス タンスをゆったり取り、車窓からは雪化粧した美しい富士山、八 ヶ岳、八海山等の山々を眺めつつ青空に映える紅葉に感激そして 車内は笑いの花が咲き乱れつつ一路新潟へ、永林寺は松平忠直公 と松平光長公のご位牌が安置されているので、松平家の紋章の葵 の紋が施してあり、また「日本のミケランジェロ」と称される石 川雲蝶の数々の作品、欄間の天女や蛇鶴物語の天井画や翡翠の原 石に彫られた寝牛と蛙など目を見張る作品が多数、ご本尊の中は 建設当初から木材にはすべて漆塗りが施してある為、今日まで美 しい輝きが保たれているのは驚くばかりでした。

宿は2人1部屋とゆったり、温泉も気持ち良い湯。夕食も全て が美味しく、食後の余興では中村部会長の気配りで仮装のど自慢 大会となり全員抱腹絶倒、コロナウィルスも驚いてどこかへ吹き 飛んでしまう程楽しい思い出いっぱいの一夜となりました。

2日目は少し肌寒い中、奥只見湖に到着、前夜雪が降ったとい う事で奥只見湖遊覧船は雪景色、紅葉そして青空とのコントラス ト。見応えある30分の船旅を満喫。

アグリコ越後ワイナリーでは今年の新酒ワインを試飲する事が 出来、ランチも見て良し、食して良しの美味しい料理に舌鼓、窓 の外はワイン畑と紅葉が広がり素晴らしい景色でした。

又、今回はGOTOトラベルという事でお小遣い付豪華旅行そし て紅葉の時季とも重なり有意義な思い出深い研修会となりました。



食事会にて中村女性部会長挨拶



紅葉真っ盛りの秘境奥只見湖にて

Information

個人住民税の特別徴収について -個人住民税は給与からの特別徴収がルールです~

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員等(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を天引 きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

◆ 基本的な手続きの流れ

【STEP ①】 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給 与支払報告書」を従業員(納税義務者)が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中に退職 した方についても提出する必要があります。

【STEP②】 特別徴収額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住 まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付 されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。

【STEP③】 納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌 営業日となります。従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒 260-8688 千葉市中央区蘇我 5-9-1 Ta 043 (261) 5571 (代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e - Tax 申告について

~新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください~

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます!

「国税庁ホームページ」ヘアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。 (所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)





スマートフォンはこちら

STEP 申告書等を作成 2

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP

e-Tax で送信して提出

3 ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

② I Dとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確 認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

兑理士による無料申告相談

申 成.

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

対 象	期間	会 場	所 在 地	受 付 時 間	
千葉市に お住まいの方	2月16日(火)~ 2月26日(金)※	千葉市 緑区役所	千葉市緑区おゆみ野 3-15-3	午前9時 ~ 午後3時	
市原市にお住まいの方	2月3日(水)~ 2月5日(金)	市原市 五井会館	市原市五井中央西2-3-13	左关 0 叶	
	2月16日 (火) ~ 2月26日 (金) ※	市原市役所			
※ 十、日及び祝日を除きます。					

- │☆ エ、ロ及い仇口を际さます。
- 各会場とも給与所得者・年金受給者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(土地、 建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は、税務署の申告 書作成会場をご利用ください。)。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は税務署窓口にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及び マイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確 認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がありますのでご了承ください。
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期によっては、無料申告相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

中告書作成会場の開設について

~ 混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します~

開設期間	会場	所 在 地	時間
2月16日(火) ~ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	千葉南税務署	千葉市中央区 蘇我5-9-1	【受付】 午前8時30分から <u>午後4時まで</u> ※会場混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から午後5時まで

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 1月18日(月)から3月15日(月)は駐車場を使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間(2月16日)の前でも相談を受け付けております。
- 令和2年分の還付申告(給与所得者や公的年金受給者で医療費控除・寄附金控除により還付を受けられ) る方など)は、令和7年12月31日まで申告することが可能です。

~自宅等からの確定申告~

税務署では感染防止対策を徹底しておりますが、より一層の感染予防の観点から、ご自宅等のパソコン、 スマートフォン又はタブレット端末による申告書の作成・提出を推奨しております。

場内での感染防止策と来場される方へのお願

~申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します~

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないと いった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの 対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願 いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきま す。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いし ます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、"毎回"マイナンバーの記載と、本人確認書類 (番号確認書類及び身元確認書類) **の提示又は写しの添付**が必要です。



税務署からのお知らせ



申告書の作成・送信は国税庁ホームページから!

STEP1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→

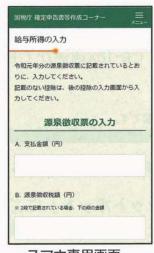


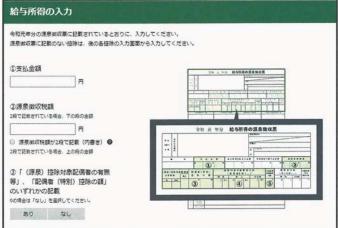
機定中告書号作成コーナーの 利用者の感想 94%の方が役立こ

と回答

福定申告書等作成コーナーの 利用率 3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成





パソコン、スマート フォンなどから画面 の案内に従って金額 などを入力するだけ で、申告書が作成で きます!



スマホ専用画面

パソコン画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

 $ID \cdot PW$

が目印

STEP3 申告書を送信

る場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、

·「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望され

IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード」

(中央第801-3年) a12345678

ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。 お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

国税庁ホームページはこんな便利!

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除 証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時 に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。 詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び 所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら!

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」で も、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができ ます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。 また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら"ふたば"にご相談ください ※令和3年1月公開予定



申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご 相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職 員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページ の「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問 い合わせください。

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は 不要です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスか ら申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法 🔎

R2.9

Android、Google Chrome の名称及びロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。 Windows の名称は、米国及び他の国々で登録された米国 Microsoft Corporation の商標です。 macOS の商標は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。



国税庁 法人番号 7000012050002

税務署からのお知らせ

チャットボットによる 税務相談が始まります。

年末調整のご相談は 令和 2年10月28日から 所得税の確定申告のご相談は 令和 3年 1月中旬から



税に関する疑問は、

AIチャットボットの ふたばに

ご相談ください。

税務職員ふたば

24時間いつでもご利用いただけます。 ※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、 質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、 AI(人工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。

チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば

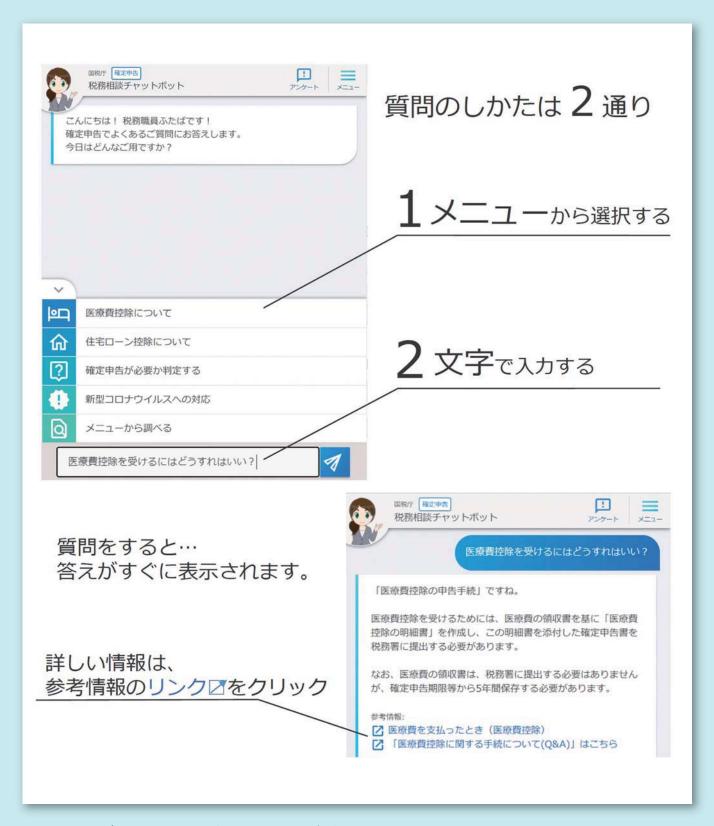






国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用



- ・チャットボットは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp) でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月 中旬から所得税の確定申告に関するご相談に対応する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

身近な法律相談

滋



『同一労働同一賃金に関する Q&A』

今回は、同一労働同一賃金に関して、近時重要な最高裁判所の判断が示されたので、そのことについて、 QA方式で述べたいと思います。

なお、同一労働同一賃金への対処については、会社としても判断を迷う時があると思いますので、そう いう場合には当事務所宛てに何なりとご質問ください。

- 正社員には賞与を支払い、アルバイト 職員には賞与を支払わないという取扱い は問題ないのでしょうか。
- 令和2年10月13日と15日に、同一労働 同一賃金に関する重要な判断を示す最高 裁判所の判決が、併せて5件出されました。 その内、大阪医科薬科大学事件にて、正社員とア ルバイト職員とで賞与の支払に相違を設けること が不合理な取扱いになるのかについて判断がなさ れました。

最高裁は、結論としては、アルバイト職員に賞 与を支払わないことは不合理とまで評価できない との判断を下しました。ただし、本判決は、「い かなる場合にもアルバイト職員に賞与を支払わな いことが正当化される | と述べたものではありま せんので、注意が必要です。

具体的には、最高裁は、本件について、①賞与 が業績に連動するものではないこと、②正社員に 比して、アルバイト職員の業務の内容が相当に軽 易であること、③正社員は人事異動が命じられる 可能性があったが、アルバイト職員は原則として 業務命令により配置転換されることはなく、人事 異動が行われるのは、例外的かつ個別的な事情に よること、④比較対象となる正社員が、正社員全 体の内の極一部であること、⑤アルバイト職員に は正社員になることもできる登用制度が設けられ ていること等を総合的に考慮した上で、上記判断 を下しています。

判断の前提となる事情が異なれば、上記と異な る判断がなされる可能性があります。

- 正社員には退職金を支払い、契約社員 には退職金を支払わないという取扱いは 問題ないのでしょうか。
- 上記5件の判決の内、東京メトロコマ -ス事件にて、正社員と契約社員とで退 職金の支払に相違を設けることが不合理 な取扱いになるのかについて判断がなされました。

最高裁は、結論として、契約社員に退職金を支 払わないことは不合理とまで評価できないとの判 断を下しましたが、上記賞与と同様、いかなる場 合にもこれが正当化される訳ではありません。

最高裁は、本件について、①正社員よりも契約 社員の職務の範囲は狭いこと、②正社員は配置転 換等を命ぜられる可能性があるが、契約社員は業 務の場所の変更を命ぜられることはあっても、職 務の内容に変更はなく、配置転換等を命ぜられる ことはないこと、③売店業務に従事する正社員と、 他の多数の正社員とでは職務の内容及び変更の範 囲について相違があったこと、④会社の再編成の 経緯や職務経験等に照らし、賃金水準を変更した り、他の部署に配置転換等をしたりすることが困 難な事情があったこと、⑤登用制度があり、相当 数の契約社員が正社員に登用されていたこと等を 総合的に考慮した上で、判断を下しています。

なお、裁判官の補足意見として、「退職金制度 の構築については使用者の裁量判断を尊重する余 地が比較的大きい」と述べられています。この点 は注目に値しますが、とはいえ、上記判断の前提 となる事情が異なれば、退職金であっても相違が 不合理と判断される可能性があります。

今後、注目の新鮮『地元野菜』

浜野に注ぐ村田川は源流を長柄町上野の「Sport & Do Resort リソルの 森 | にもち、土気あすみが丘地区を抜け中流では市原市北部の市津・ちはら 台を通ります。東国吉(筆者在)を流れ瀬又までの川は名前をヨシガワと言い 長柄町山之郷が源流になり瀬又橋付近で合流します。そこからちはら台のユ 二モ、草刈・古市場には河川沿いに遊歩道が整備され春には河津桜、沢山の こいのぼりも泳ぎます。身近な行楽地として近隣の方の憩いの場となってい

今年の春、ちはら台に新しいショッピングタウンが誕生しました。「もり まちちはら台モール」です。核店舗として登場したのが、セブン&アイ・ホ ールディングスの新業態スーパー「ヨークフーズ」ちはら台店です。

コロナ禍でひっそりとしたオープンになりましたが、セブンイレブンで人 気の総菜やスイーツも並び、既存のスーパーとは一線を画した店舗となりま した。

このコラムはやはり、農業と絡めたいので、地元野菜のコーナーに注視す るとかなり充実したコーナーとなっています。

コリンキーふぁーむの大木さんは新規就農者です。ちはら台在住で番場に 畑を借りて四季折々の野菜を作りレストランや直売所に納めています。

毎夕、店頭にハッピを着て立ち、採れたて野菜を売っている姿は、おなじ みになってきました。

この新形態のスーパーの登場は近隣スーパーに大きな影響を与えました。 「イオンタウンおゆみ野」は今秋、内装商品構成を大幅に変えた新形態に対 応、ユニモでは「ヤオコー」も総菜コーナーなどが一新、地場の産直野菜を 売りとする「おなかすいたふぁーむ」もオープンし、今後の展開はどうなる のか、消費者としては選択肢が増えて楽しみなエリアとなっています。



(令和3年1月~3月)

おひつじ座 (3/21~4/20)

忙しかったり時間が合わずに運動ができず にいると、体全部に悪影響のようです。日 常に取り入れられる運動を何とか探して実

おうし座 (4/21∼5/21)

しかるべき相手に相談するのは大切なこと です。医療も日進月歩です。昔はなかった 便利なものが、今は手に入る可能性もある

■ ふたご座 (5/22~6/21)

やや活発になってきて、少し警戒が薄まっ ています。うっかり怪我をするような運気 ですので、毎日を気を引き締めて過ごしま

69 かに座 (6/22~7/23)

なんとなく続けているだけのことがありそ うです。定期購入品など、本当に必要か、 もっといい商品があるか、など見直してみ ましょう。

る しし座 (7/24~8/23)

たくさんの情報を知ると、混乱することも 多いものですが、この時期には、できる限 りの量に触れて吟味すると間違いがないで

液状のものはすいすい摂取できてしまいま す。噛んで食べるものより、カロリーが高 いこともよくあります。素材と量に気を付 けましょう。

❷ てんびん座 (9/24~10/23)

ストレスとは怖いものですが、受けないよ うにするのも難しいものです。発散方法を うまく見つけて活用しましょう。眠ること も大事です。

∭ さそり座 (10/24∼11/22)

持久力は急に上がりません。生まれつき体 の強い人もいますが、それよりコツコツと 積み上げていくことは、この先ずっと有利 に働きます。

『思ったよりも

・・・に気を付けて」

いて座 (11/23~12/22)

ロングセラーの商品に注目してみて。長く 愛されるのは理由がありあそうです。必要 最低限の成分を目指すとより効果の有無が

る やぎ座 (12/23∼1/20)

あの時の常識が、今では非常識、なんてこ とが起きそうです。健康に関する情報が 様々飛び交いますが、きちんと吟味して試 しましょう。

🗪 みずがめ座 (1/21~2/19)

大丈夫、と思っていても、持久力が落ちて いる可能性があります。急に激しい運動や 遠出をしないよう、様子を見ながらの行動 を心がけて。

→ うお座 (2/20~3/20)

気晴しするのは、さぼっているわけでも、 遊びまわっているわけでもありません。ス トレスとうまく付き合うのは健康維持に大 変有効です。

新人会員のど紹介新しく会員になられた皆さんです。

~よろしくお願い致します~

株式会社ハウスメイク

●千葉市緑区おゆみ野南 1-1-22 ●生実支部

【屋根・外壁・塗装工事、リフォーム、内装工事、太陽光ソーラーパネル取付、エコキュート】 ●TEL 043-292-7458

株式会社優ケア

●千葉市緑区おゆみ野南 6-15-10 ●生実支部

【福祉機器・OA機器販売】

TEL 043-300-4848

株式会社帝設備

●市原市山田橋 2-3-18 ●市原支部

【建設業】

TEL 0436-43-1252

KGREEN株式会社 ●市原市五井 5584-1 五井グランドホテル 1 階C ●五井東第 1 支部

【诰園工事業】

TEL 0436-98-3212

ASA誉用

●千葉市緑区誉田町 1-216-4 ●誉田支部

【新聞販売業】

TEL 043-291-1631

株式会社S.T.WORLD

●市原市ちはら台西 6-22-6 ●市津支部

【建設業】

TEL 045-534-5815

法人会からのお願い

会費納入のお願い」

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出 費ご多端の折恐縮ですが、令和2年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいます ようお願い致します。

- 住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。 法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人 千葉南法人会会報

第132号 令和2年12月発行 発行所 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5

ケープビル 201号 電話 043-264-4080 FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発 行 人 麻 薙 重 彦 集広報委員会 編集責任者 秋 庭 重 樹 印刷:会員 街丸三印刷所

昨年は、コロナに始まり、コロナで終わる年でした。

東京オリンピックの延期をはじめ、経済にも大きな影響を与え、又生活様式も変化 しました。飲食業界、アパレル業界、旅行業界、芸術系など自営業者や正社員、フリー ランスを問わず、多様な職種の人々の生活が困窮状態になりました。

GOTO トラベル、GOTO イートと経済を回す中、感染防止対策をしっかりしていく、 その両立の非常に難しいギリギリの所にきていると思います。

あたり前の生活があたり前じゃなくなり、自由な生活が制限され、常にマスクを 付ける生活になりました。マスク姿だと、顔や口元の表情がわかりづらく心中がわか りません。会う時間、言葉数が少ない中、相手の立場になって心を思うことが大事な ことではないでしょうか。

会報 132 号《令和3年新年号》について掲載記事の校正を行なっています。今は 令和2年11月末日です。コロナの第3波が来ている最中で先が見えない状況です。 この号が会員の皆様の手元に届く時には治まっていることを願っています。

お客様にありがとうと 言ってもらえる仕事をしています。

千種興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-21-1141 FAX 0436-24-0115

麻薙興産株式会社

〒299-0108 市原市千種海岸7-3

TEL 0436-24-0111 FAX 0436-23-1130

- ビルメンテナンス業
- ●警備保安業
- ●一般廃棄物収集運搬業
- 産業廃棄物収集運搬業
- ●産業廃棄物処分業
- ●一般貸切旅客自動車運送業(貸切バス)
- ●自家用自動車貸渡業(レンタカー)
- ●産業給食請負業
- ●構内各種請負業

代表取締役 麻 薙 重 彦







千葉市緑区誉田町2-11 TEL 0120-12-0808

TEL 0120-12-0808 http://www.08-08.co.jp FAX 0120-54-0808

本社直売店・誉田駅前直売店 土気あすみが丘直売店・イオンゆみーる鎌取店 送ります。 全国どこでも スピード配送!!

ご贈答品等のカタログ送ります。お問い合わせ下さい。



経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約の しおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み 合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

大同生命の定期保険+ AIG損保のベーシック傷害保険)

ト同生命の保険料払込中[`] 無解約払戻金型

D/IDO 大同生命保険株式会社

千葉支社/

千葉県千葉市中央区新宿2-5-3(千葉大同生命ビル7F) TEL 043-247-8861

AIG AIG損害保険株式会社

千葉支店/

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 (WBGマリブイースト20F) TEL 043-350-3170

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、 将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入 後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部 分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものでは ありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご 検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注 意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、 ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお 問い合わせください。

F-2019-1013(2019年8月27日) 19-073030 2021-8

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障